

第4次吉川市男女共同参画基本計画 後期基本計画 策定の基本方針

1 計画策定の目的

本市では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成 7（1995）年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション 22」を策定しました。その後、平成 14（2002）年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成 24（2012）年に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」、令和 4（2022）年に「第4次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

この間、平成 16（2004）年には、当市における男女共同参画を推進するための「吉川市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進についての基本理念や、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市や市民等の責務、及び市の施策の基本的事項を明確にしました。

また、平成 13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定を受け、平成 21（2009）年「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定と合わせて、県内で 1 番目となる「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の設置や、平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、第3次吉川市男女共同参画基本計画後期計画において、「吉川市女性活躍推進計画」を合わせて策定しました。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識¹と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。特に令和元年（2019 年）に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢は大きく変化しました。特に、家事や育児、介護など、家庭における家事労働の負担が女性に集中したことや、多くの非正規雇用の女性が職を失ったこと、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）や児童虐待の増加など、様々な課題が表面化しました。

こうした課題に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」および「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和 4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、令和 5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が新たに成立するなど法整備も進められてきました。

そこで、現行計画が中間年を迎えることから、新法及び社会情勢の変化に対応した男女共同参画施策を推進していくため、計画の見直しを図ることとしました。

¹ 固定的な性別役割分担意識 男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

2 計画策定の位置づけ

(1) 国の法律、市の条例等との関係

- ① この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定される「**市町村男女共同参画計画**」です。
- ② この計画は、吉川市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第 9 条に規定する**男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画**です。
- ③ この計画の中に盛り込む「**配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画**」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に規定される「市町村基本計画」です。
- ④ この計画の中に盛り込む、「**女性活躍推進計画**」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」です。
- ⑤ この計画の中に盛り込む、「**困難な問題を抱える女性支援基本計画**」は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）第 8 条第 3 項に規定される「市町村推進計画」です。

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 ～省略～

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画基本計画）

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 ～省略～

3 市町村は（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第 6 条 ～省略～

2 市長村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

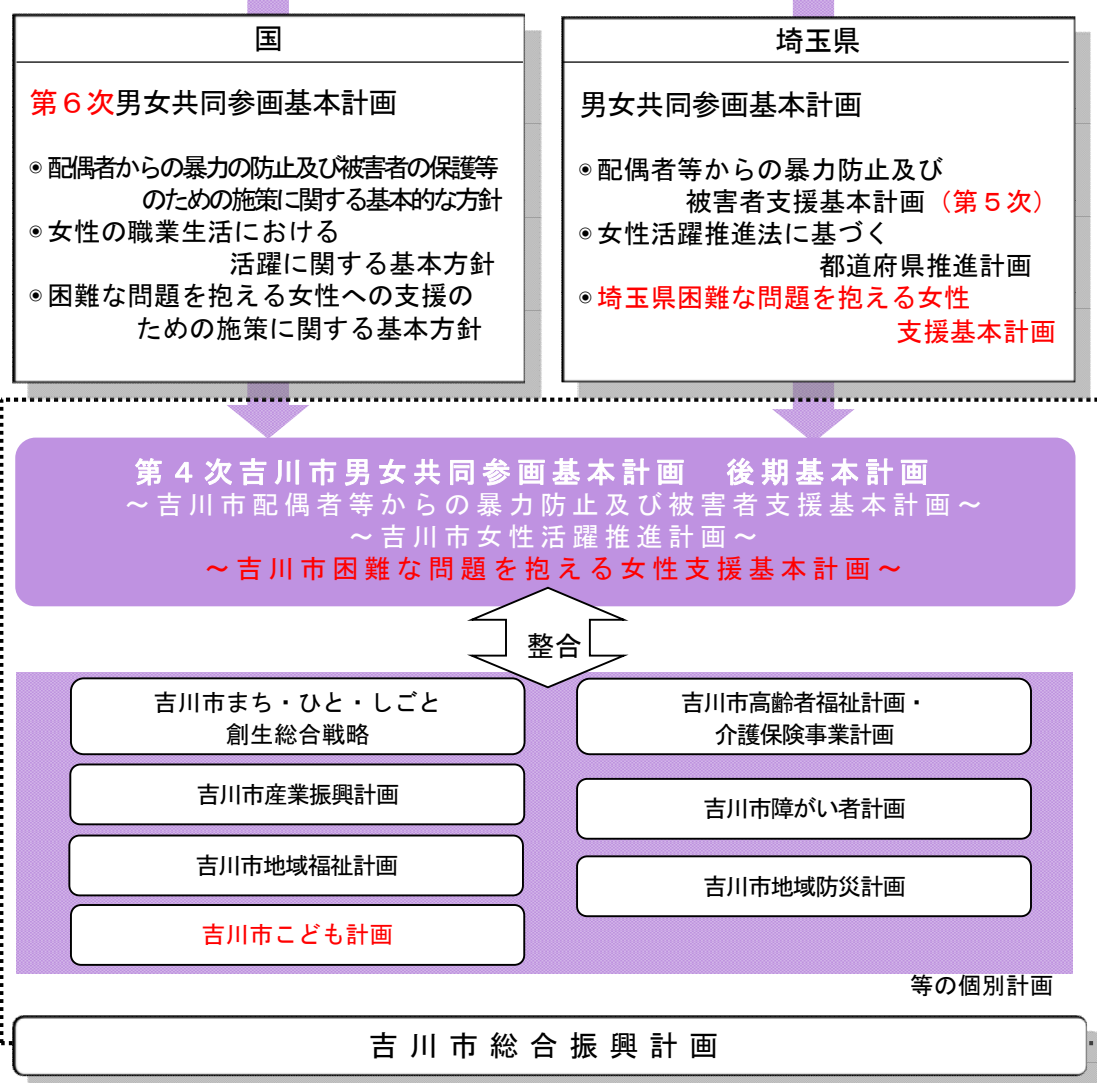
第 8 条 ～省略～

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 市の総合振興計画と国・県の計画との関係

- ① この計画は、第6次吉川市総合振興計画における「パートナーシップによるまちづくり」のための個別計画です。
- ② この計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して定めます。
- ③ この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び、「埼玉県男女共同参画基本計画（基本目標Ⅱ）」を勘案して定めます。
- ④ この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」を勘案して定めます。
- ⑤ この計画は、国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を勘案して定めます。

男女共同参画社会基本法・DV防止法・女性活躍推進法・困難女性支援法



3 計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。

ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度の改正等のほか計画の進捗状況等を踏まえ、**計画の見直しを行い、令和 9 年度から令和 13 年度の 5 年間の後期計画を策定するものです。**

4 計画策定の組織

(1) 庁内組織

①推進会議

吉川市男女共同参画推進会議設置要綱第 1 条の規定により、吉川市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の連絡調整を行います。

②庁内連絡会議

吉川市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱第 1 条の規定により、推進会議の下部組織として、吉川市男女共同参画庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の調査・研究を行います。

(2) 付属機関及び市民参加の手法

①審議会

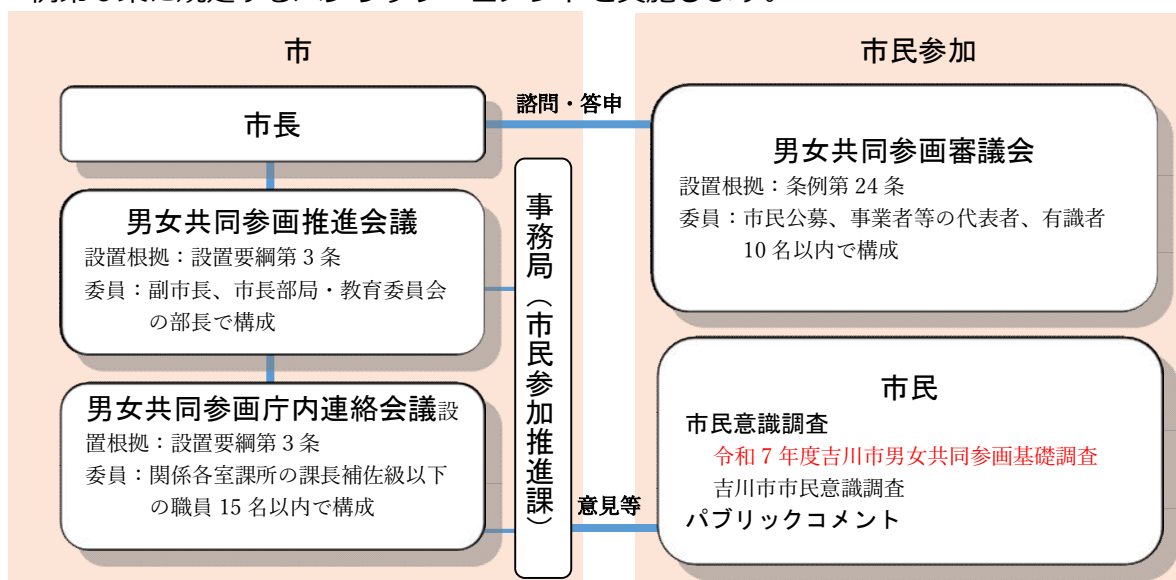
条例第 24 条の規定により、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、基本計画の策定等に関し、調査審議します。

②市民意識調査

市民の意見、意識等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施した「**令和 7 年度吉川市男女共同参画基礎調査（令和 7 年 10 月実施）**」や、市が毎年実施している「吉川市市民意識調査」を参考にします。

③パブリック・コメント

市が作成する基本計画の原案について、市民の意見を広く聴取するため、吉川市市民参画条例第 6 条に規定するパブリック・コメントを実施します。



5 計画策定に向けて

第4次吉川市男女共同参画基本計画後期基本計画の策定にあたり、国による法整備等の流れ、県の各基本計画、当市の男女共同参画施策の進捗状況、及び令和7年度に実施した「基礎調査」を踏まえて、今後、取り組みを進めていきますが、現段階において、次の項目が特記事項として挙げられます。

(1) 男女共同参画の視点に立った減災対策

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、災害に強い地域社会の実現にとって重要です。

(2) 社会における女性の活躍推進

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要です。このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっています。

(3) 暴力・貧困等の生活上の困難に対する支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。また、女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすいことに留意する必要があります。

(4) 多様な属性の人々の人権が尊重される社会の推進

性的指向・性自認（性同一性）に関すること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。

性別に関わりなく女性も男性もそしてLGBTQの人も、また性別に限らずあらゆる属性の全ての人が暮らしやすく、多様な幸せ(Well-Being)が実現できる社会が求められています。

(5) 国および県との連携

令和8年4月に新設された「独立行政法人男女共同参画機構」は、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、また「センターオブセンタース」としての機能を持ちます。埼玉県が推進する「ジェンダー主流化」の取組みをはじめ、国や県と密接に連携して、男女共同参画に関する最先端の知見・ノウハウ

ウを積極的に活用して取り入れることで、さらに効果的な施策を展開する必要があります。

6 計画策定スケジュール

	審議会	推進会議・庁内連絡会議等
R8.5	5/28 第1回審議会 (意識調査結果及び計画策定方針について)	
R8.6		第1回庁内連絡会議 (意識調査結果及び計画策定方針について)
R8.7		庁内照会 【計画素案の作成】
R8.8		第2回庁内連絡会議(計画素案について) 第1回推進会議(計画素案について)
R8.9	第2回審議会 (諮問)	【計画案の作成】
R8.10	任期満了(～11/4)に伴う委員改選	
R8.11		パブリック・コメント実施 意見に対する回答
R8.12		庁内照会
R9.1	第3回審議会 (答申)	第3回庁内連絡会議 (計画案について) 第2回推進会議 (計画案の承認)
R9.2		市長決裁
R9.3		計画の公表

<参考> 第4次基本計画策定以降に成立・策定された主な法令など

◆「育児・介護休業法」改正（令和4年4月から段階的に施行）

- ・雇用環境整備および個別の周知・意向確認措置の義務化
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ・産後パパ育休（出産時育児休業）の創設及び育児休業の分割取得の可能化
- ・育児休業取得状況の公表義務化

◆「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）成立（令和4年6月施行）

- ・契約締結時の説明義務化
- ・撮影時の出演者の安全の確保
- ・契約解除の無条件化

◆性犯罪に関する刑法等の改正（令和5年7月施行）

- ・強制性交等罪を不同意性交等罪に改正し、同意がない性行為が犯罪となることを明確化
- ・性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げ
- ・16歳未満のこどもに対する性的目的の手なづけ（グルーミング）に関する罪を新設
- ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（性的姿態撮影等処罰法）により、性的な姿態の撮影・提供する罪を新設

◆「LGBT理解増進法」成立（令和5年6月施行）

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的

◆「困難女性支援法」成立（令和6年（2024年）4月施行）

- ・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点を明記
- ・困難な問題を抱える女性への支援について国や地方公共団体の責務を明記
- ・関係機関や民間団体との協働支援の推進

◆「DV防止法」の改正（①令和6年4月施行、②令和7年12月施行）

- ①・精神的なDVも接近禁止命令の対象に拡大
 - ・接近禁止命令違反への罰則の強化
 - ・接近禁止命令の期間を1年に延長
- ②・接近禁止命令における禁止行為に、いわゆる「紛失防止タグ」を用いた位置情報の無承諾取得等を追加

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の改正（令和7年6月11日公布）

- ・令和8年3月31日までの時限立法を10年間延長
- ・101人以上の企業に対し、男女間の賃金格差及び女性管理職比率の公表義務化

◆「第6次男女共同参画基本計画」策定（令和8年3月閣議決定）

- ・女性参画への取組み強化（2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となること）
- ・男性も含めたすべての人の就業環境改善による、「Well-being（多様な幸せ）」の実現推進
- ・男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

◆「独立行政法人男女共同参画機構法」成立（一部を除き令和8年4月1日施行）

- ・国立女性教育会館を廃止し、男女共同参画施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として機構を新設
- ・地域課題の把握・解決に向け各地の男女センターへのバックアップ機能を強化

◆「男女共同参画社会基本法」の改正（一部を除き令和8年4月1日施行）

- ・男女共同参画センターを「関係者相互の協働促進の拠点」と法的に位置づけ
- ・地方公共団体に対し、センター機能を単独または共同で確保する努力義務を規定